

三重県暴力団排除条例の一部改正案の概要

1 条例改正の趣旨

平成27年以降、暴力団の分裂に伴う対立抗争事件が全国で発生し、県内においても暴力団事務所への車両突入事件や暴力団幹部居宅に対する拳銃発砲事件が発生し、令和4年には伊賀市内において拳銃使用の殺人未遂事件が発生するなど、県民の安全・安心を脅かしている。さらに、暴力団は繁華街において組織の実態を隠蔽しながら不法行為を行っており、営業者は暴力団との関係遮断を図れず、みかじめ料や用心棒料の支払い事実を申告できずに利益供与している実態もうかがわれる。

暴力団を取り巻く情勢の変化に応じて規制を強化するため、三重県暴力団排除条例（以下「暴排条例」という。）の一部を改正する。

2 改正概要

(1) 暴力団排除特別強化地域等の新設、規制

（直罰：1年以下の懲役又は50万円以下の罰金で調整）

現行の暴排条例には、金品やみかじめ料等の利益の受供与について罰則規定がなく、繁華街では、暴力団が営業者からみかじめ料や用心棒料を徴収している実態がある。

新たに「暴力団排除特別地域」及び同地域における規制対象営業者を指定した上、罰則規定を追加し、営業者による暴力団への資金提供を阻止し、暴力団との関係遮断を図る。

ア 暴力団排除特別強化地域の指定

四日市市諏訪地区（四日市市西新地、諏訪栄町及び西浦一丁目）

同地区は、県内最大の繁華街であり、風俗店や飲食店の数が多く、暴力団が活発に活動し、過去にもみかじめ料徴収事案が発生し、勧告を実施している。

イ 規制対象となる特定営業者の指定

繁華街における飲酒や異性による接待等が伴う営業は、客とのトラブルが発生する機会が他の営業に比べて多く、その解決のため、暴力団員を用心棒として利用したり、暴力団員から不当な要求等を受ける可能性が高い。

よって、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」、「特定遊興飲食店営業」、「接待業務受託営業」のほか、「風俗案内を行う営業」、「客引き・スカウト業」、食品衛生法に規定する「飲食店営業」等を対象業務とする。

(2) 暴力団事務所の開設及び運営の禁止区域の拡大

暴力団事務所は組織の活動拠点であり、抗争時にはターゲットとなる場所で地域住民には害悪でしかないので、規制の強化が必要である。

ア 都市公園法に規定する都市公園の追加（200メートル規制）

既に規定されている学校、児童福祉施設、公民館、図書館等に加え、青少年の遊び場や家族の憩いの場であり、県民の生活拠点でもある都市公園を対象施設として追加する。

イ 都市計画法に規定する用途地域での規制（面規制）の新設

本条例の目的でもある青少年の健全育成上、住居系地域はもとより、青少年が集まる飲食店や商業施設等がある商業系地域及び工業系地域（工業専用地域除く。）に対する面規制を導入し禁止区域の拡大を図る。

(3) 名義利用等の禁止の新設

暴力団員である事実を隠蔽する目的で、他人の名義を利用した場合又は暴力団に対し自己又は他人の名義を利用させた場合、調査・勧告・公表の対象とする。